

◎議長（菅野修一議員）

皆さん、おはようございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第12号によって進めます。

まず、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第1、議第64号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第9号）」から、日程第9、議第72号「尾花沢市教育長の任命について」までの9案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、9案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第1、議第64号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第64号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第64号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第2、議第65号「令和6年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第65号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第65号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第3、議第66号「令和6年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第66号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第66号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第4、議第67号「令和6年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第67号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第67号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第5、議第68号「令和6年度尾花沢市簡易水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第68号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第68号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第6、議第69号「令和6年度尾花沢市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第69号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第69号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第7、議第70号「尾花沢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第70号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第70号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第8、議第71号「尾花沢市名誉市民の称号を贈ることについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第71号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第71号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第9、議第72号「尾花沢市教育長の任命について」を議題といたします。

この際、お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、先例により、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

本案の採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎議長（菅野修一議員）

ただ今の出席議員は、議長を除いて13名であります。投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

◎議長（菅野修一議員）

投票用紙の配付もれは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

配付もれ、なしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

◎議長（菅野修一議員）

異常なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。投票は、無記名投票であります。本案を可とする議員は白票を、本案を否とする議員は青票を、赤い封筒に入れまして、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、投票用紙を、投票しない場合、また投票用紙の白票、青票、両方を同時に投票した場合は、賛否を明らかにしないので、否とするものとみなします。

これより、事務局長に点呼を命じます。

◎事務局長（菅原幸雄君）

ただ今より点呼を行います。点呼の前に、私から投票方法について再度ご説明申し上げます。

ただ今、お手元に配付いたしましたものは、白票1票、青票1票と、票を入れる小さい赤い封筒1枚でありますので、ご確認願います。

投票の方法は、私から議席番号順にお名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は、投票しようとする票を小さい赤い封筒に入れ、そのまま投票箱に投票願います。

投票しない票は、封筒に入れたまま、机の上に置いてください。投票終了後に回収いたします。

なお、重ねて申し上げます。議案に賛成の方、即ち同意することに賛成の方は、白い色の票を投票してください。議案に反対の方、即ち同意することに反対の方は、青い色の票を投票してください。賛否を明らかにしない投票は、否とみなしますので、ご注意願います。即ち投票用紙を投票しない場合、また投票用紙の白票、青票、両方を同時に投票した場合は、賛否を明らかにしないので、否とするものとみなします。

これより点呼を行います。1番 青野隆一議員。2番 伊藤浩議員。3番 鈴木由美子議員。4番 土屋範晃議員。5番 鈴木清議員。6番 菅藤昌己議員。7番 畑中和恵議員。8番 高橋隆雄議員。9番 安井一義議員。10番 菅野喜昭議員。11番 和田哲議員。12番 星川薫議員。13番 大類好彦議員。以上で、点呼を終わります。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

投票もれはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

投票もれ、なしと認めます。投票を終了いたします。残りの投票用紙を回収いたします。

〔投票用紙回収〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

これより、開票を行います。会議規則第31条の第2項の規定により、開票立会人に1番 青野隆一議員、6番 菅藤昌己議員、7番 畑中和恵議員、以上の3名を指名いたします。

開票を命じます。開票立会人の立会いを願います。

〔開票〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

開票の結果を報告いたします。投票総数13票。これは先ほどの議長を除いた議員数に符合しております。したがって全ての有効投票であります。そのうち、本案を可とするもの白票13票、本案を否とするもの青票0票、以上のとおり賛成が多数であります。賛成が全員賛成という結果でございます。よって、本案は、これを同意することに決しました。

この際、申し上げます。皆様方のタブレットに掲載しておりますが、市長及び総務文教常任委員長より「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第10号）」から「国民の尊厳を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出について」までの5

件の議案が提出されております。

お諮りいたします。これら5件の議案を、日程第10から日程第14とし、本日の議事日程に追加したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、本議案は、本日の議事日程に追加することに決しました。

これより、追加議案の上程を行います。

日程第10、議第73号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第10号）」から日程第14、議会案第3号「国民の尊厳を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出について」までの5案件を一括上程いたします。

この際、市長より提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長（結 城 裕 君）

本定例会に追加提案いたしました予算議案の概要について、ご説明申し上げます。

議第73号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第10号）」についてですが、債務負担行為を追加するものであります。第1表、債務負担行為補正ですが、仮称、尾花沢市統合小学校建築工事について、事業の円滑な実施に資するため追加をお願いするものであります。

次に一般議案についてですが、議第74号「尾花沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、特別職の職員に対して支給する期末手当の支給割合を改定するため提案するものです。

議第75号「尾花沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、山形県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員の給与を改定するため提案するものであります。

議第76号「令和6年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事請負変更契約の締結について」ですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。

以上が、今定例会に追加提案いたしました議案の概要であります。審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、本件につきましても慎重なるご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

次に、「国民の尊厳を守るために早急に日米地位協



定の抜本的改定を求める意見書の提出について」提案者である総務文教常任委員長より、提案理由の説明を求めます。総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 和田 哲 議員 登壇〕

◎総務文教常任委員長（和田 哲 議員）

議会案を提出するにあたり、提案理由の説明を申し上げます。

議会案第3号「国民の尊厳を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出について」の説明を申し上げます。

本案は、令和6年請願第3号の採択を受け提案するものであります。在沖米軍米兵による16歳未満の少女に対する誘拐性暴力事件が、昨年発生していたことが、今年6月に報道で明らかにされました。米軍関係者の性暴力事件は、その後も沖縄で発生していたことが分かっています。事件や事故のたびに、国民の尊厳と安全を守るべき国は、綱紀粛正と再発防止を言ってきましたが、対策に実効性がなく、事態は改善されないままであります。

以上のことから、本案件については、日米地位協定を対等な関係の協定とするため、抜本的改定に向けた議論を早急に進められるよう、地方自治法第99条の規定により、国に対し意見書を提出するものであります。

以上、本案件に対し、何とぞ、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第15、議第73号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第10号）」から日程第19、議会案第3号「国民の尊厳を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出について」までの5案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、5案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第15、議第73号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第10号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。青野議員。

◎1番（青 野 隆 一 議員）

先の総務文教常任委員会におきまして、校舎棟、交流棟、体育館棟の建築が同時に進行することから、現

場が大変煩雑になるため、プール、付属棟の工期を令和9年度まで延長するという説明がございました。当初の予定どおり令和8年度中に完成するということは困難という判断なのでしょうか、お伺いいたします。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

統合小学校建設室長。

◎統合小学校建設室長（岸 栄 樹 君）

お答えさせていただきます。工期の設定につきましては、大きく3点考えさせていただいたところであります。

今議員仰ったとおり、校舎棟、交流棟、体育館棟の建築が同時に進行するため、現場が大変混雑になるために、工程管理をしやすい期間を確保したいこと。あともう1点が、除雪作業による工期、工事の遅延を避けたいこと。あと3点目が、最終的な仕上げ、プールの仕上げが冬期間にかかる当初の計画でありましたので、春作業にすることによって、仕上げによる品質の劣化を避けたいということで、9年度まで工期のほうは延長をさせていただきたいということでございます。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

青野議員。

◎1番（青 野 隆 一 議員）

令和9年の4月には、できたての新校舎に市内全域から夢と希望を持って、全児童が通うということになります。その子どもたちが、真新しい環境で、そして落ち着いて学習ができるというふうになるためには、一定程度の期間がかかるんじゃないかというふうに私は考えております。そのためにも、入学早々の3ヵ月間、工事の騒音が響くようなことは、極力避けなければならないというふうに考えますが、教育長のお考えをお聞きいたします。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

教育長。

◎教育長（村 松 真 君）

今の件に関しましてですね、極力やはり騒音等が出ないように努めていきたいとはまいりますが、今担当課長のほうから説明がございましたとおり、事情によりまして、どうしても延ばしたほうがいいのかというふうなことを考えております。騒音に関しましても、極力、防音幕などを張るとか、そういうことを講じまして、なるべくないようにしていきたいというふうに思っております。しかし工事の延長に関しては、今言った理由で、理由によりまして、少し延長をするというふうなことをご理解いただきたいというふうに思っております。以上でございます。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

青野議員。

◎1番（青 野 隆 一 議員）

ただ今説明ありましたが、必ずしも延長ありきということではないというふうなニュアンスで私も捉えさせていただきました。やはりですね、工事のスケジュールが優先されるのではなくて、何よりも、子どもが最優先されなければならないというふうに思っております。まずは、平成8年度中の完成に全力を傾注をしていただいて、落ち着いた環境で開校できるよう最大限努力すべきと考えます。

また、このたび常任委員会のほうに、この案件が図られましたけれども、常任委員会は議決機関でありました。追認機関でもあるかのような今回の提案の仕方については、議会の軽視あるいは二元代表制を、根幹を揺るがすもので、猛省を促すものであります。したがって、議会との信頼関係を強く求めるとともに、現段階の工期延長については、再考されるよう求めるものであります。以上です。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

教育長。

◎教育長（村 松 真 君）

ただ今、本当に青野議員言われたことに関しましては、そのように取られても仕方ないところがございますが、またこのたびの延長に関しましては、今まで2年しか認められなかった債務負担行為が、皆様方のご協力によりまして3年まで延長されることになりました。そういうこともありまして、工事の日程もございますが、それと合わせて3年にできないのかというふうに考えたわけでございます。ぜひその件もですね、ご理解いただき、ご再考いただきたいと思います。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第73号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議がありますので、議第73号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決するに、賛成の議員の起立を

求めます。

〔起立多数〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

着席願います。起立多数であります。よって、議第73号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第16、議第74号「尾花沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第74号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第74号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第17、議第75号「尾花沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第75号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第75号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第18、議第76号「令和6年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事請負変更契約の締結について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。大類議員。

◎13番（大 類 好 彦 議員）

13番大類です。議第76号「尾花沢市統合小学校建設用地造成工事請負変更契約の締結について」議会の議決を求めるものでありますが、結論から申し上げます、令和・公明クラブとして、これまでの当局の説明に対

し、市民への説明責任が果たせないことから、市民の補正予算議案に賛成はいたしかねるという立場でございます。議会の軽視も甚だしいと言わざるを得ません。

まず第1に、盛土材の土質検査、土の検査について、結果が不適正と判明した6月中旬ごろと聞いております。その時、不足説明であり、その不足する約1億円の土、砂利などを購入しなければならない時点において議会に報告し、そして9月の定例会に補正予算として上程を図るべきだったのではないかと考えます。なぜ、工期を過ぎた12月定例会、それも追加議案として上程された真偽のほどを質したい。時系列で説明を求めます。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

教育長。

◎教育長（村 松 真 君）

当初、工事に関しましては、国土交通省の流用土を全部使うという予定でございました。しかし、それがですね、途中で一部が使えないというふうなことになるのもですね、ここで申し上げますと、すいません4月に実施して、そのあとさらに7月の初めには、そういう使えないのではないかとというふうなことになるわけですが、その時点では、まだどれくらい使えないのかとか、あるいは、どこからでは、その代わりの土を準備したらよろしいのかというふうなこともございまして、こちらのほうでも、さまざまな検討を実施しておったわけでございます。

その盛土材に関しまして、最終的にですね、結果が出ましたが、これも7月の末ころになります。その結果ですね、本来であれば、すぐにその件を議会等、あるいは関係者に申し上げなければならなかったところではございますが、今までの慣例等で、協議書というものを使って工事を進めておったということでございます。協議書に関しましては、それによって、協議した内容に関しまして、それでは具体的にどうしたらよろしいのかということを、こちらから指示申し上げるわけですが、そういうやり取りの中で、どう進めていくのかということが決定されていくというふうなところでございます。その時点では、まだどれぐらいの土量が必要なのか。あるいは、どのようなところから手配するのか。そういうところも決まっておりますので、その後、もっと別に使えるその流用土はないのか。あるいは、それに代わる方法はないのかというふうなことの検討を行っておったわけでございます。

その結果ですね、やはり流用土は、国土交通省から

いただく流用土は使えないというふうな結論にいたったということと、それから7月25日にも、25日に、皆さんもご存知のとおり、豪雨がございまして、そして盛土そのものに関しましても、さまざまな状況の変化が生じてきたわけです。

そのようなこともございまして、なかなかその流用土が使えないという結果に対しまして、使えなくなったという結果に関しまして、どのような形で対応していくのか。そういうことに思案しておったわけでございます。そして、その後、そこに関しましては、当初考えておった流用土の利用に関しましては、やはり無理だというふうな結論になりまして、そしてその後、要するに購入土に変更になることになるわけです。これにつきましては、8月1日に、こちらからそういうものが手配、手配するようにというふうなものの指示書をお送りしたわけですが、今申し上げましたとおり、慣例でございまして、協議書に基づいてこちらが指示をして、それで工事を進めてもらうというふうなことを行っているというふうなことで、その慣例にしたがいまして進めたというところでございます。

これに関しましては、今まで報告するとか、あるいは関係者の合意を得るとか、そういうことは出されずに今までやってこられた、いうふうな経緯があるようでございますので、それにしたがって行ったということになります。以上でございます。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

大類議員。

◎13番（大 類 好 彦 議員）

やはり7月、6月の時点で、まず決定事項ではなくても、今こういう問題があるということを、総務文教委員会のほうに報告しなくては行けなかったのかなと考えます。6月からの、今年6月からの総務文教委員会は、6月3日、6月18日、7月30日、8月22日、9月6日、11月6日、そして今回本会議中に12月2日と、7回、月1回ペース、それ以上に開催されております。その都度、決定事項だけではなく、経過事項、今こういうふうな学校の工事の進行がしている、こういう問題がある、問題なく順調に進んでいる、そういうことを毎回総務文教委員会に出て、報告していくべきだと考えますが、いかがですか。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

教育長。

◎教育長（村 松 真 君）

その点に関しましては、まさしく大類議員の言われるとおりであるというふうと考えております。この協



議書、指示書にしたがってやると、その工事を進めるというのは、今までもずっとやられてきた慣例のようでございますので、それにしたがって進めたというところがございます。本来であれば、大類議員の言われるとおり、中間中間で、やはりどういう状況かをお伝えすべきであったというふうには思います。その辺は今後、どのようにこの辺をあらためたらよろしいのか、そういうことをやはりしっかりと検討、再検討していくべきであるというふうに思っております。以上でございます。

◎議長（菅野修一議員）

大類議員。

◎13番（大類好彦議員）

今回のことは、報告、連絡、相談、そういうものを、いわゆる報連相がなかったというふうに考えております。そして、事務が「あとから報告すればいいや」「あとですれば、直せばいいや」という怠慢性が垣間見える事案でございます。どうぞ緊張感を持った事務の執行を求めて、私の質疑といたします。またほかの議員からたくさん質疑があると思いますので、誠意ある対応をお願いして終わります。

◎議長（菅野修一議員）

そのほか、ございませんか。鈴木由美子議員。

◎3番（鈴木由美子議員）

私からもまだご説明で足りない分、質問いたしたいと思っております。昨日なんですけれども、令和6年度の尾花沢市統合小学校建設用地造成工事流用土の土質検査の結果の資料をいただきました。土質試験の実施者は、国土交通省新庄河川国道事務所というふうにありましたので、そちら分かりましたけれども、その試験がいつ実施されたか。その試験のした日というのが、日付がなかったものですので、そちらのほう、いつそれぞれの地域で溜めてあった土砂の試験日はいつだったのか、ご説明お願いしたいと思います。

合わせまして、先日の総務文教委員会の中で、傍聴させていただいて、いろいろご説明されてた中でなんですけれども、土の量は十分な量があるということで、冬の段階、おそらく昨年冬のことを仰ってるんだと思いますけれども、冬の段階で一度協議されている中で、国土交通省のほうから、「十分な量がありますよ」というふうに回答をいただいたということでありましたけれども、その時に実際、そういった具体的なお話し合いをされたのは、いつだったのか。具体的な日にちも教えていただければと思います。

それと、その時に、その土という、盛土を学校建設

用地造成工事に4万立米使いたい、必要だというお話はされたのでしょうか。以上の点、ご説明をお願いいたします。

◎議長（菅野修一議員）

教育長。

◎教育長（村松真君）

国土交通省からの流用土が使えるという情報を得ましたのは、令和6年の2月でございます。その時、それが使えば大変工事費も節約できるというふうなことで、話をその方向で実施していきたいというふうになったわけでございます。そして、4月の15日に国土交通省の新庄河川事務所と掘削土受け入れに関する打ち合わせをさせていただきました。それを入れまして、そして再度、その設計内容について検討させていただきました。その後、このたびですね、12月5日に請負業者さんのほうから、請負業者の受け入れの土量と、それからその土量が正しいかどうかを確認するために、国土交通省から12月5日に、その検査の結果をいただいております。検査の実施日については、それはありませんでしたということです。それにしがいて、受け入れた流用土と、それから国土交通省から出た土量が一致するかということを確認させていただきました。そのような状況になっております。以上でございます。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木由美子議員。

◎3番（鈴木由美子議員）

もう一度お尋ねしますけれども、最初にその土、掘削土が使えますよというふうにお話になった時点で、4万立米ほど使う予定なんだというお話はされたんでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

教育長。

◎教育長（村松真君）

4月の15日に打ち合わせをした時に、受け入れ数量につきましては、話をしております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

よろしいですか。そのほか、ございませんか。鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

私は総務文教常任委員会の傍聴をさせていただいて、したんですけれども、全く時系列が分かりませんでした。それで今、いろいろな方の質問でも出ていると思いますが、総務文教常任委員会の議事録について確かめていきますと、12月の当初予算では、満額の予算を

取ったと。国土交通省からいただける話はなかったということだったんです。そのあと、建設課を通して、国土交通省から用意できる土地がありますという報告があったというふうに説明がありましたが、それはいつなのか。お尋ねしたいと思います。

◎議長（菅野修一議員）

教育長。

◎教育長（村松真君）

それにつきましては、2月に建設課を通じてですね、そういう情報が入ったということでございます。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

2月ということで、それから一部使えない、先ほどの教育長の答弁では、一部使えないのが4月、それから7月初めにも使えないかが分かったとありましたけれども、数量の、どれだけ必要かの数量の確定が11月下旬までかかったというのが、私ちょっと不思議な感じがするんです。その間、8、9、10と、だいぶ時間あるのに、なぜそんなに算定に時間がかかったか。ご説明をお願いします。

◎議長（菅野修一議員）

教育長。

◎教育長（村松真君）

その間、請負業者が工事を進めていったわけでございますが、11月の28日に請負業者のほうから報告があったということで、そこまで延びてしまったということでございます。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

もう1つ質問したいのは、工期の延長で12月20日となっておりますが、今日は10日です。あと10日の間、土を買って工事をするのが間に合うのかどうか。残り1億2,000万円残っているとは言いますが、これから大雪が降れば、10日間で間に合うのかどうか、それを心配しておりますが、それはどういうふうに考えておりますか。

◎議長（菅野修一議員）

教育長。

◎教育長（村松真君）

先ほど大類議員の時に答弁いたしました、今まで尾花沢市の進め方としましては、協議書に基づいて指示書を出して進めるということを長年やってきたとい

うことです。ですから、この協議書にしたがって進めてきておりますので、工事に関しましては、何とか12月20日まで間に合わせたいというふうに思ってるわけです。以上でございます。

◎議長（菅野修一議員）

そのほか、菅藤議員。

◎6番（菅藤昌己議員）

今回のいろいろお話を聞いていまして、基本的に教育長が答弁なされております。今回のいろんな予算の執行権、編成権、事業の建物建てる際の執行権なんですけれども、教育長にあるのかどうか。基本的には市長にあるんじゃないかと思っております。その答弁、ずっと教育長なさってますけれども、それはそれとして、1番詳しいから答弁なされていのかと思うんですけれども、それでいいのかなと非常に疑問に思っているところです。まずあの当時の指示書、あと協議書でもって、この膨大な量を追加で購入することを決めたと。それはその購入の指示書、協議書ですけれども、それはどこまで決裁を受けたんでしょうか。まず、それをお聞きます。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

冒頭、ちょっと私のほうから、市長がなんだか全く関わっていないというようなお話でありましたが、最終的な決裁権は私にあります。しかしながら、細部の内容につきましては、やはり皆さん方に時系列の内容とか、日時の話については、なかなか私、全て網羅しているわけではございませんので、ただトータルの部分、もちろん責任は私が持ってるわけですから、決して私は逃げも隠れもいたしません。

1つそうしますと、1点私のほうからご説明を申し上げますが、先ほど来、協議書、慣例に基づく協議書というようなお話もありました。従来、そういうことが行われたとすれば、そういう重大な事案にかかるものまで、そういう案件に含まれるかという部分については、私もいささか疑問を持っております。したがって、そういうところはしっかり見直しをし、皆さん方から今お話のあったとおり、重大な変更等が生じる恐れがあるものについても、早めですね、皆さん方にご説明する必要はあるというふうに私も認識しておりますし、今後そういう部分についてはしっかり見直しをして、そういうことのないように。ただし、今、事案につきましては、やはり非常に事業が錯綜している中、そしてまた、相手方、事業者、設計をやら



れている方、そして今造成を請け負われている工事、企業の方々、その3者で、さまざまなことを調整していく中で、今回そういう慣例を重視してみたり、意思疎通がうまくいってなかったり、そういうものが発生してしまったというようなことであります。したがいまして、皆様方にご報告、もちろん議決いただく部分が遅れたことについては、本当に私も申しわけございませんでしたという部分は、大いに思っているところでありますが、しっかりそこを見直して、先ほど青野議員からもお話もありましたとおり、小学生がしっかりした教育環境で受けられるように、最大限頑張ってもらいたいというふうに思っております。

細部については、担当のほうからご説明申し上げます。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

私が申し上げたのは、指示書なり、協議書がどの程度までのこの決裁権があったと、決裁して、きちんと決裁もらったかどうかということなんです。教育長は、その予算の執行権、これですけれども、やはりいろんな議論があるところなんですけれども、その決裁権、最終的な決裁権は市長なんです。ですから、それをきちんと捉えて、市長までちゃんと決裁をもらって、この40%ほどの、9,000万円ほどの土を買うと。それが担当者レベルまたは教育委員会、教育の中でのあれで、この決裁がなされたということであれば、やはりちょっとおかしいなというふうに、本来の執行権は市長ですから、市長がこの変更でも何でもやるのが本来でないかと思ってるんです。

もう1点ですけれども、この議会の議決に付すべき契約に関する条例、これありますよね。これやっぱり1億5,000万円については書いてあります。ただ、普通の、普通じゃない、ほかの市町村で見ると、やはり変更契約、期日の変更等々について、きちんと明示されています。あるところでは変更の1割と、ほかあの具体的な額も書いてあるところがございます。これはやっぱり速やかに訂正、記入をきちんとするのが筋かなと思っているところでございます。その中でやはり、今回の指示書でもってやるやり方、これはやっぱりどうなのかなと。いろんな形であらためるということはあるんですけれども、ぜひ変更契約等について、しっかり何回か結ぶにしても、きちんとしたルートでやっていただきたいと思いますがいかがですか。

◎議長(菅野修一議員)

市長。

◎市長(結城裕君)

先ほどの繰り返しになりますが、私は先ほどから申し上げるとおり、今回の案件は甚だ私も納得しない部分があると申し上げているわけであって、決してそれを野放しにするつもりもございません。私に権限があることは、何度でも申し上げている次第であります。私が決裁権者です。決して私は教育長に丸投げしているつもりもありません。したがいまして、慣例でやっているという部分が、仮にそういうことで、そういうことを重視してやられたというのであれば、しっかりこの際見直しをし、そういうことが果たして、それはよろしくないということに前提に立ってですね、見直しをしていくというふうに考えております。したがいまして、あとは契約条項の変更額、変更の内容とか、そういうものもあらためてですね、皆さん方のお知恵もお借りしながら、直せる部分については見直しをしていきたいというふうに思っているところであります。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

よろしくお願いします。先ほど流用土の土質検査結果について、ちょっと見させてもらったんですけれども、この中身について、やはりいろんな形で明示なっていますけれども、検査した日付、いろんなありますけれども、これについてもぜひ分かる範囲内で教えていただきたいと思うんですけれども、やはりこの盛土の、国ではストックになっているものが、既にあるものだということと理解しているんですけれども、個人的には今年の工事で取れるものの土砂だと思ったんです。ところが、既に去年の段階からストックになって、あったというところでお話聞いたもんですけれども、検査するチャンスはいろんな面であったというふうに理解してまずけれど、その点いかがでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

教育長。

◎教育長(村松真君)

盛土に関しましては、やはり国土交通省のほうでストックしておるというふうなところが現状でございます。その件に関しまして、私どもも、やはりそれが使えば大変工事費が削減できるというふうなことを考え、現地に赴きまして、担当者のほうでも見させてもらったところでございます。またその検査に関しまして、報告書をいただいた時には、いつ検査したのかと

いうふうなことはなかったというふうなことでございますので、どのように検査するかについては、結果はいただきましたが、そこは分からなかったというところでございます。以上でございます。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ほかに、ございませんか。高橋議員。

◎8番（高 橋 隆 雄 議員）

同じような質問になるかもしれませんが、まず1点は、細かな点については、やっぱり担当の室長が答えるべきだというふうに、先ほど来から思っているところです。

1つ、その国土交通省からの試験データをいただいているということでありました。先だってその試験報告、ぶ厚い試験報告ですけれども、見させていただいた中では、令和3年という黒板表記の中で撮影されたものがありました。ということは、流用土として使えるという段階で、この試験結果というのが分かっていたのではないかということが言えるかと思います。これについては、室長、どうですか。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

統合小学校建設室長。

◎統合小学校建設室長（岸 栄 樹 君）

それでは試験の内容について、ちょっとご答弁をさせていただきたいと思います。やはり冬の間のお話でありましたので、4月になりまして、国土交通省さんと膝を交えてお話をさせていただいたところでありすけれども、流用土につきましては3ヵ所に分散して堆積されているということもありまして、現場を確認しながら、その試験結果もいただきながら、現場で土の状態も目視で確認をしながら決定してまいりたいということで、4月15日の時点で、試験結果の公表についてもお願いしてきたところであります。その結果につきましては、6月に入りまして現地の確認をした際に、土質検査の結果の資料を受け取ったのが6月の28日でございます。先ほど来、試験の検査日というか、検査機関については、いただいた資料に明記ありましたので、令和4年から5年にかけて、それぞれ堆積されている土を検査をした結果について、6月の28日付でいただいたということで、その前段でいただけるものと思っておりましたけれども、現地の確認と合わせての確認をさせていただいたところでありました。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

高橋議員。

◎8番（高 橋 隆 雄 議員）

流用土として提供を受ける前に、国土交通省のほう

でも、その試験結果を把握していたということの中で、流用土としてこちらに提供するというのも、いかななものかというふうに思わざるを得ないというふうに私は考えます。

それともう1点は、これまで慣例として協議書、指示書の中で行われてきたと。5割近い変更を、先ほど菅藤議員が仰られたように、変更できるものなのかと。実行できるものなのかと。これまでそういったことがあったかどうか。財政課長どうでしょうか。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

財政課長。

◎財政課長（菅 野 智 也 君）

お答えいたします。変更契約の際の限度額の割合についてということかと思えますけれども、建設工事請負契約の約款を初めですね、いろいろ再度確認してみたんですけれども、そういった限度についての規定というのはございません。ただ補助事業を実施するにあたって、軽微な変更と位置付けられております3割以内、これを1つの基準とはしております。しかしながら国土交通省のガイドラインでですね、3割を超えるからといって、設計図書の変更を拒む、あるいは請負契約、金額の増額、工期の延長を認めないということはあるのではないというようなことが示されておりますので、適正な設計図書の変更にに基づき契約を変更しているというようなことでございます。以上です。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

高橋議員。

◎8番（高 橋 隆 雄 議員）

今ご答弁いただきましたことは、だいたい理解できるんですが、もう1つは、これまでも大規模工事あったかと思われます。その中で、こういった指示書、先ほども言いましたけれども、5割、5割に近い変更金額になるものが、こういった形でやってきたのかどうか。過去にやってきたのかどうかお伺いします。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

財政課長。

◎財政課長（菅 野 智 也 君）

大規模事業の場合は、基本的にはあの補助事業とかもですね有効活用しながら、実施しているものがほとんどかと思えます。中には単独事業のものもございしますが、結論から申しますと、大臣承認が必要なもののというのは、今までになかったのではないかなと。今手元に資料がございませんので、正確にはお答えできないんですけれども、そういった大臣承認が不要な範囲内でやってきたのではないかなというふうに思ってお

ります。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。

次に、討論に入ります。通告がありますので発言を許します。土屋範晃議員。

〔4番 土屋範晃 議員 登壇〕

◎4番（土屋範晃議員）

議第76号「令和6年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事請負変更契約について」の議案を承認することについて、次の4点の理由から反対の立場で討論を行います。

1つ目の理由であります。先の総務文教常任委員会において、このたびの変更契約の理由の1つとして、国土交通省から提供を受けることを想定していた盛土材約4万立米について、検査の結果、約1万6,000立米しか使えないことが判明し、不足分の盛土材約2万4,000立米を購入したいという趣旨の説明がありました。国土交通省が管理する盛土材については、少なくとも本市の造成工事の実施設計が完了する前の段階で、国土交通省による土質検査が行われており、本市に提供することができるおおよその数量が把握されているものと考えられます。このことから、当初は使えるとされていた盛土材が、施工前に突如半数以上使えないものとなった。あるいは、設計時点で初めから使えないことが分かっていた盛土材を、使えるものとして積算し、あらかじめ増嵩することが分かっていたということになり、いずれの場合においても、不自然な事態が発生していることになるため、事実確認が必要であると考えられます。

2つ目の理由であります。変更契約によって延長される工期については、12月20日までとなっております。本件の議案を審査することに際し、短期間による大量の盛土材の調達や運搬、施工のスケジュールが現実的に可能であるかどうかという点を調査する目的で、県内の採石事業者に対し聞いたところ、盛土材があったとしても、運搬に必要な約3,500台相当のダンプの手配が必要であり、現実的に不可能であるとの見解が示されております。

3点目の理由であります。本件議案の提出が今の時期になった理由として、先の総務文教常任委員会において、盛土の数量の確定に時間がかかったという趣旨の説明がありました。県内の採石事業者とのお話の中

で、尾花沢市の小学校建設に伴う造成工事の盛土材として、8月から10月の3ヵ月にわたり、毎月トラックを手配して、約2万4,000立米を現場に納品済みとお聞きしました。このことから、8月の時点で、国土交通省からの提供数量と、購入しなければならない盛土の数量が確定していたことになることに加え、今回の変更契約に必要な行政手続きである、議会の承認を得る3ヵ月以上前から、独断で施工業者による盛土材の購入や運搬、敷き均しがなされ、現在は既に完了している可能性があります。

4点目の理由であります。今回の議案がこのまま承認され工事が完了した場合には、先に述べた時系列など、先の常任委員会における当局の説明と食い違う点、さまざまな点を残したままとなります。本件の事業の財源には、地方債の充当が予定されており、のちの地方債検査や会計検査などにおいて、先に述べた点が指摘事項となることが十分考えられます。仮に当局の説明と実態に誤りがあれば、ペナルティ付きの地方債の返還や今後の尾花沢市に対する地方債協議の厳格化、信用を失うことによる金融機関からの借り入れの制限など、尾花沢市の将来の財政運営に大きな損失をもたらす可能性があります。

以上の点から、本案件には不自然な点や、つじつまが合わない点が複数あり、あらためて当局から施工業者等への事実確認を行っていただくことが望ましいと考えます。本件議案について皆様とともに反対していただくことで、当局による確認が行われ、誰もが納得のいく形で事業遂行がされるよう、私の反対討論とさせていただきます。

◎議長（菅野修一議員）

以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論があれば、発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

以上で討論を終結いたします。これより、議第76号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立なし〕

◎議長（菅野修一議員）

起立なしであります。よって、議第76号は、否決されました。

次に、日程第19、議会案第3号「国民の尊厳を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出について」を議題といたします。



これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

質疑もないようですので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議会案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、議会案第3号は、原案のとおり決しました。

重ねて、お諮りいたします。ただ今議決されました意見書の提出については、提出先及び字句の整理等については、議長に、ご一任願いたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、意見書の提出先及び字句の整理等につきましては、議長に一任することに決しました。

以上で、今定例会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なご審議、誠にありがとうございました。この際、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長（結 城 裕 君）

12月定例会の閉会に際しまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、去る11月29日から12日間にわたり、慎重にご審議を賜り、誠にありがとうございました。審議を通して賜りましたご意見を十分尊重し、今後の市政運営に努めてまいります。

12月も2週目に入り、これから本格的な降雪期を迎えますが、21日の土曜日には花笠高原スキー場のスキー場開きが行われます。安全な施設運営のもと、今シーズンも多くの方で賑わうことを祈りたいと思います。

結びに、議員の皆様方には、本年一年間、市民の代表としての重責を全うされ、本市の発展と市民福祉向上のために、絶大なるご尽力を賜りましたことに対し、深く敬意を表するとともに、心から御礼を申し上げます。

寒さも本格的になってまいりました。皆様におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、希望に満ちた

新春をお迎えくださいますようご祈念申し上げ、挨拶といたします。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

以上で、令和6年12月定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

閉 会 午前11時29分